

手数料に関する規則

制定	平成16年	5月	6日
改正	平成17年	2月	1日
	平成17年	3月	1日
	平成18年	4月	1日
	平成19年	1月	1日
	平成19年	5月	1日
	平成19年	9月30日	
	平成20年	1月	4日
	平成20年	4月	1日
	平成21年	1月	5日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第17条の規定に基づき、当社がDVP参加者から徴収する手数料に関し、必要な事項を定める。

第2章 手数料

(DVP基本利用料)

第2条 DVP参加者は、DVP基本利用料を当社に納入しなければならない。

2 前項のDVP基本利用料は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 月額10万円

(2) 当社が、業務方法書第70条第1項に規定する融資枠契約に基づいて流動性供給銀行に対して支払う手数料に相当する金額につき、当該DVP参加者の参加者基金所要額に応じ、月ごとに按分して得た金額

3 前項の規定にかかわらず、一のDVP参加者の次の各号のいずれかに該当する月におけるDVP基本利用料は、当該月の日数から休業日を差し引いた日数を基礎として、当該各号に定める期間(休業日を除く。)に応じ、前項各号の金額について日割により計算した金額とする。

(1) 当該DVP参加者の清算資格の取得の日が属する月又は当該DVP参加者の清算資格の喪失の日が属する月

当該月において当該DVP参加者が清算資格を有していた期間

(2) 業務方法書第27条第1項の規定により当社が当該DVP参加者を当事者とする新たな清算対象取引に基づく債務の引受けを停止した月

当該月において当該DVP参加者に係る債務の引受けを停止していた期間を除いた期間

一部改正〔平成17年 2月 1日〕

(担保管理事務手数料)

第3条 DVP参加者は、担保管理事務手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項の担保管理事務手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 当該DVP参加者が当社に預託した当該DVP参加者ごとの担保指定証券残高(当該担保指定証券残高には、一の決済日において当社が業務方法書第90条第1項の規定により一のDVP参加者について同第85条及び同第86条の規定の適用を行わないものとした場合における当該DVP参加者に係る受入予定証券残高を含むものとする。以下この号及び次号において同じ。)の日々の銘柄数(担保指定証券残高に含まれる機構取扱有価証券については、当該DVP参加者の口座の区分ごとの日々の銘柄数とし、国債証券については、当該DVP参加者からの担保指定証券解除請求に基づいて当社が行う返還のための振替に係る当該DVP参加者の日本銀行に開設された口座における種別及び内訳区分ごと、かつ、当該DVP参加者が当社への預託に際して指定した口座系の区分ごとの日々の銘柄数とする。)の合計に50円を乗じて得た金額

(2) 当該DVP参加者の日々の最終の担保指定証券残高に機構取扱有価証券が含まれる場合には、当該DVP参加者から預託された担保指定証券残高に相当するDVP口座の口座残高につき、当社が機構に対して支払う口座管理手数料(口座残高比例部分)又は外国株等保管手数料に相当する金額

(3) 当該DVP参加者の担保指定証券に含まれる利付国債の利子支払期日が到来した場合に当社が行う当期利払口への振替につき、当社が日本銀行に対して支払う日銀ネット利用に関する手数料に相当する金額

一部改正〔平成20年 1月 4日〕

一部改正〔平成21年 1月 5日〕

(DVP決済手数料)

第4条 DVP参加者は、DVP決済手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項のDVP決済手数料は、当社が、当該DVP参加者から業務方法書第40条第2項の規定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清算対象取引の件数に25円を乗じて得た金額とする。

3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議

の日の属する事業年度中の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に乗すべき金額を25円未満に変更することができる。

一部改正〔平成17年 3月 1日〕

一部改正〔平成18年 4月 1日〕

一部改正〔平成19年 1月 1日〕

一部改正〔平成20年 4月 1日〕

(担保指定・解除手数料)

第5条 DVP参加者は、担保指定・解除手数料(機構取扱有価証券)及び担保指定・解除手数料(国債証券)をそれぞれ当社に納入しなければならない。

2 前項の担保指定・解除手数料(機構取扱有価証券)は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 当該DVP参加者の機構取扱有価証券に関する担保指定証券の預託又は当該DVP参加者の担保指定証券解除請求に基づいて当社が行う担保指定証券残高の返還の件数に15円を乗じて得た金額

(2) 前号に規定する担保指定証券の預託又は担保指定証券残高の返還に係る振替につき、当社が機構に対して支払う振替手数料に相当する金額

3 第1項の担保指定・解除手数料(国債証券)は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 当該DVP参加者の国債証券に関する担保指定証券の預託及び担保指定証券残高の返還の件数に15円を乗じて得た金額

(2) 前号に規定する担保指定証券残高の返還に係る振替につき、当社が日本銀行に対して支払う日銀ネット利用に関する手数料に相当する金額

4 第2項第1号に規定する担保指定証券残高の返還には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該DVP参加者に係る担保指定証券残高を返還する場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の口座への振替請求である場合を除く。

一部改正〔平成20年 1月 4日〕

(受入予定証券完了手数料)

第6条 DVP参加者は、受入予定証券完了手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項の受入予定証券完了手数料は、当該DVP参加者の受入予定証券完了請求に基づいて当社が行う証券振替の完了の件数に15円を乗じて得た金額とする。

3 前項に規定する証券振替の完了には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該DVP参加者に係る受入予定証券残高を引き渡す場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の口

座への振替請求である場合を除く。

一部改正〔平成20年 1月 4日〕

(決済促進送金返還手数料)

第7条 DVP参加者は、決済促進送金返還手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項の決済促進送金返還手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 当該DVP参加者の決済促進送金返還請求に基づいて当社が行う決済促進送金預託残高の返還の件数に100円を乗じて得た金額

(2) 前号に規定する決済促進送金預託残高の返還に係る振替につき、当社が日本銀行に対して支払う日銀ネット利用に関する手数料に相当する金額

(参加者基金任意預託額返還手数料)

第8条 DVP参加者は、参加者基金任意預託額返還手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項の参加者基金任意預託額返還手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 当該DVP参加者の参加者基金任意預託額返還請求に基づいて当社が行う参加者基金任意預託残高の返還の件数に100円を乗じて計算した金額

(2) 前号に規定する参加者基金任意預託残高の返還に係る振替につき、当社が日本銀行に対して支払う日銀ネット利用に関する手数料に相当する金額

(決済銀行指定・変更手数料)

第9条 DVP参加者(業務方法書第11条第3項の規定によりDVP参加者とみなされる資格取得申請者を除く。以下本条及び第11条において同じ。)は、決済銀行指定・変更手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項の決済銀行指定・変更手数料は、業務方法書第75条第1項の規定により当該DVP参加者が当社に行う一の申請につき5千円とする。

一部改正〔平成19年9月30日〕

(口座系利用料)

第10条 DVP参加者は、口座系利用料を当社に納入しなければならない。

2 前項の口座系利用料は、当該DVP参加者が利用する口座系の数から一を減じた数に対して、一の口座系につき月額2万5千円とする。

3 前項の規定にかかわらず、一のDVP参加者の次の各号のいずれかに該当する月における口座系利用料は、当該月の日数から休業日を差し引いた日数を基礎として、当該各号に定める期間(休業日を除く。)に応じ、前項の金額について日割により計算した金額とする。

- (1) 当該 DVP 参加者の一の口座系の利用開始日が属する月又は当該 DVP 参加者の口座系の全部若しくは一部の利用の最終日が属する月
当該月において当該 DVP 参加者が当該口座系を利用していた期間
- (2) 業務方法書第 27 条第 1 項の規定により当社が当該 DVP 参加者を当事者とする新たな清算対象取引に基づく債務の引受けを停止した月
当該月において当該 DVP 参加者に係る債務の引受けを停止していた期間を除いた期間

一部改正〔平成 17 年 2 月 1 日〕

(口座系設定・変更・解除手数料)

第 11 条 DVP 参加者は、口座系設定・変更・解除手数料を当社に納入しなければならない。

- 2 前項の口座系設定・変更・解除手数料は、当該 DVP 参加者が業務方法書第 93 条第 2 項の規定に基づいて行う利用申請又は同第 94 条第 1 項の規定に基づいて行う変更申請の対象とする一の口座系につき 5 千円とする。

(残高証明書交付手数料)

第 12 条 DVP 参加者は、担保指定証券残高及び参加者基金預託残高の証明書の交付を受けた場合には、次に定める残高証明書交付手数料を当社に納入しなければならない。

- (1) DVP 参加者が、Target 保振サイトによる当該証明書の交付を請求した場合には、各証明書 1 件につき 500 円とする。
- (2) DVP 参加者が、書面による当該証明書の交付を請求した場合には、各証明書 1 通につき 500 円とし、送料相当額として 1 件につき 330 円を加算した額とする。ただし、1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超える枚数 1 枚につき 10 円を加算するものとする。

第 3 章 手数料の納入時期等

(手数料の納入時期等)

第 13 条 第 2 条から前条までに規定する手数料は、当月分について翌月の最終営業日までに当社が別に定めるところにより、納入するものとする。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。

- 2 第 4 条第 3 項の規定を適用した場合における納入済みの DVP 決済手数料の精算に関し必要な事項は、当社がその都度定める。

一部改正〔平成17年 3月 1日〕

一部改正〔平成19年 5月 1日〕

一部改正〔平成21年 1月 5日〕

附 則

- 1 この規則は、平成16年5月6日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定中「次の各号」とあるのは「第2号及び第3号」と、第5条第2項及び第3項中「次の各号に定める金額の合計額」とあるのは「第2号に定める金額」と、当分の間、読み替えるものとする。

附 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関

<手数料に関する規則>

する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

- 2 施行日の前月分における手数料は、施行日後最初に到来する25日(休業日にあたる時は、順次繰り下げる。)までに当社が別に定めるところにより、納入するものとする。